

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

試験実施日 令和6年1月17日

事業者名 _____

受験者名 _____

【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
3. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。

事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。（ ）
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。（ ）
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（ ）
- 4 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。（ ）
- 5 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。（ ）
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数のみである。（ ）
- 7 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（ ）
- 8 一般貸切旅客自動車運送事業者は、道路運送法第21条第2号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合を除き、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。（ ）
- 9 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足の他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。（ ）
- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。（ ）

- 11 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。 ()
- 12 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 ()
- 13 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。 ()
- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送引き受けの日から一年間保存しなければならない。 ()
- 15 一般旅客自動車運送事業者は、事前に国土交通大臣の許可を受ければその名義を他人に利用させることができる。 ()

問2 次の設問の () に、法及び規則並びに告示等の文に照らし、正しい語句を記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は () 時間とする。
- 17 一般旅客自動車運送事業者は、() の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず () 性の向上に努めなければならない。(※同じ語句が入ります。)
- 18 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低 () 名以上の運行管理者を選任しなければならない。
- 19 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、() に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 20 旅客自動車運送事業の () は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。
〔A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく〕
- 22 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）」において、（ ）については、公表すべき事項として定められていない。
〔A. 輸送の安全に関する投資計画 B. 輸送の安全に関する基本的な方針
C. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況〕
- 23 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。
〔A. 免許 B. 許可 C. 認可〕
- 24 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の（ ）に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
〔A. 整備管理者 B. 乗務員等 C. 旅客〕
- 25 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
〔A. 15日 B. 30日 C. 60日〕
- 26 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。
〔A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運送の申込みを受けた順序 C. 運賃等を支払った順序〕
- 27 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。
〔A. 公平 B. 親切 C. 丁寧〕
- 28 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。
〔A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断〕

- 29 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。
[A. 3月 B. 6月 C. 1年]
- 30 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な（ ）比較のみで選ぶのみではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。
[A. サービス B. 価格 C. 車両]

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。 (○)
[運輸規則第42条]
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 (○)
[法第10条]
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。 (○)
[運輸規則第16条]
- 4 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。 (○)
[運輸規則第35条]
- 5 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。 (○)
[運輸規則第10条]
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数のみである。 (×)
[施行規則第4条]
- 7 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。 (○)
[運輸規則第47条]
- 8 一般貸切旅客自動車運送事業者は、道路運送法第21条第2号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合を除き、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。 (×)
[運輸規則第28条]

- 9 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足の他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。 (○)
[運輸規則第21条]
- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。 (○)
[法第40条]
- 11 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。 (○)
[車両法第66条]
- 12 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (○)
[法第25条]
- 13 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。 (○)
[法第12条]
- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送引き受けの日から一年間保存しなければならない。 (×)
[運輸規則第7条の2第2項]
- 15 一般旅客自動車運送事業者は、事前に国土交通大臣の許可を受ければその名義を他人に利用させることができる。 (×)
[法第33条]

問2 次の設問の（ ）に、法及び規則並びに告示等の文に照らし、正しい語句を記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（十六）時間とする。
[改善基準告示5条第1項2号]

- 17 一般旅客自動車運送事業者は、(輸送の安全)の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず(輸送の安全)性の向上に努めなければならない(※同じ語句が入ります。)
[法第22条]
- 18 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低(2)名以上の運行管理者を選任しなければならない。
[運輸規則第47条の9]
- 19 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(事業計画)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
[法第16条]
- 20 旅客自動車運送事業の(運行管理者)は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。 [運輸規則第48条6項]

問3 以下の各設問の()内に、正しい語句を[]枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。
[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]
[法第20条]
- 22 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)」において、(A)については、公表すべき事項として定められていない。
[A. 輸送の安全に関する投資計画 B. 輸送の安全に関する基本的な方針
C. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況]
[国土交通省告示第1089号]
- 23 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の(B)を受けなければならない。
[A. 免許 B. 許可 C. 認可]
[法第35条]
- 24 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の(B)に対し、これらの器具の取扱いについて

適切な指導をしなければならない。

[A. 整備管理者 B. 乗務員等 C. 旅客]

[運輸規則第38条]

- 25 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(B)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 15日 B. 30日 C. 60日]

[自動車事故報告規則第3条]

- 26 一般旅客自動車運送事業者は、(B)により、旅客の運送をしなければならない。

[A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運送の申込みを受けた順序 C. 運賃等を支払った順序]

[法第14条]

- 27 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A)かつ懇切な取扱いをしなければならない。

[A. 公平 B. 親切 C. 丁寧]

[運輸規則第2条]

- 28 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C)を受けさせなければならない。

[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

[運輸規則第38条]

- 29 自動車運送事業の用に供する自動車は(A)ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 3月 B. 6月 C. 1年]

[車両法第48条]

- 30 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な(B)比較のみで選ぶのみではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

[A. サービス B. 価格 C. 車両]

[貸切バス選定・利用ガイドライン]